

第10回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和5年8月18日(金) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 霜 鳥 榮 之 | 委 員 | 宮 崎 淳 一 |
| 副 委 員 長 | 渡 部 道 宏 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 委 員 | 渡 邊 能 成 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 〃 | 葭 原 利 昌 | 〃 | 横 尾 祐 子 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 関 根 正 明 | 副 議 長 | 小 嶋 正 彰 |
|-----|---------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 2名
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 阿 部 光 洋 | 庶 務 係 長 | 霜 鳥 一 貴 |
|---------|---------|---------|---------|

9 件 名

- 1) 令和5年第5回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 協議事項
- 4) その他

-
- 委員長（霜鳥榮之） おはようございます。会議先立ちましてですね。マスク対応なんですが、特にはっていうことで、個人の判断にお任せさせていただきたいというふうに思います。それでは、皆さん、タブレット端末のサイドブックスのアプリをタップ願いたいと思います。委員会ホルダの中の議会運営委員会ホルダをお開きください。その中の黒星の050818 議運レジメデータを開いてください。本日の議会運営委員会のレジメになります。本日は、この資料に基づいて会議を進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。なお、今議会は今までとは異なつて、議会運営そのものが大幅に変更となっています。その議会運営を具体化するための委員会でもありますので、疑問がある場合には、その都度、遠慮しないで質問をしていただきたいと思います。
- 委員長（霜鳥榮之） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。議長。
- 議長（関根正明） おはようございます。本日の議会運営委員会は、9月定例会の運営についてです。改選後の初めての定例会となります。また、議会運営の大幅な見直しを図る初めての定例会であります。決算議会でもあり、議案も数多く提出されていますが、よろしくご審議のほどお願ひします。

1) 令和5年第5回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） それではレジメに沿いまして、1) 令和5年第5回妙高市定例会の運営についてを議題とします。①会期について、及び②会期日割りについて、一括して事務局の説明を願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） おはようございます。よろしく申し上げます。それではタブレット端末に掲載の議運レジメに基づいて、①会期について、②会期日割りについてをご説明いたします。最初に4ページからの付議予定案件をごらんください。今定例会に上程される案件です。まず、令和4年度決算関係は10件あります。議案第44号から53号まで、記載のとおりであります。次に事件議決は6件です。議案第54号、妙高市土地開発公社の解散については財務課の所管です。公共用地等の計画的取得業務を担ってきた妙高市土地開発公社について、今後の公共用地等の取得の見込みがないことから当該公社を廃止したいということで、公有地の推進に関する法律、第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。議案第55号から議案第57号の3件は、いずれも新図書館等複合施設建設に係る工事請負契約の締結についてで、生涯学習課が所管です。建築工事、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれの工事の請負契約の締結について、予定価格が1億5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。いずれの契約も8月7日の制限付一般競争入札により落札となり仮契約済みとなっています。次ページの議案第58号、市道の認定については、建設課の所管です。柳井田町地内の土地区画整理事業に伴い整備された道路7路線について市道認定をしたいことから議会の議決を求めるものです。議案第59号、市道の認定変更についても建設課の所管です。新図書館等複合施設整備事業に伴い市道栄町市神線の一部が事業敷地となるため、終点を変更する認定をしたいことから議会の議決を求めるものです。以上が、事件議決6件になります。次に条例関係は3件です。議案第60号、妙高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例議定については総務課の所管です。これは令和3年12月議会で議決いただいた、妙高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正において、引用している法律の条項に相違があることがわかったことから、今回、条例の一部を改正したいものです。議案第61号、妙高市土地開発基金条例を廃止する条例議定については財務課の所管です。公共用地等の先行取得の役割を果たしてきた土地開発基金ですが、近年、用地取得の実績がなく今後も活用が見込めないことから条例を廃止したいものです。議案第62号、妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議定については、こども教育課の所管です。令和5年4月のこども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法等の関係法律が改正されたことから、その法律を引用している、みだしの条例等の一部を改正したいものです。以上、条例関係3件です。次に令和5年度補正予算は2件です。議案第63号、令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）は、内容としては太字部分の大きく分けて2つの区分があります。1区分目は原油価格・物価高騰等への対応として2件あります。1つ目は、観光商工課所管です。地域の消費喚起と市民の家計を支援する市内の店舗等で使用できるギフト券配布に係る費用を補正したいもので、補正額は約6億円と聞いております。2つ目は、こども教育課所管です。高校や大学などで高等教育を受ける学生の父母等を支援する、生活支援給付金の給付を行いたいということで、学生一人につき3万円を指定の口座に振り込むということで聞いておりますが、この生活支援給付金の給付に係る費用を補正したいもので、補正額は約4600万円です。次に2区分目のその他ですが14件あります。1つ目は、企画政策課所管です。法人格を持つ民間事業者が新たに取り組む先進的で持続可能な地域活性化に資する事業の初期投資を支援する補助金交付に係る費用を補正したいもので、補正額は約1700万円です。2つ目は、市民税務課所管です。外国人住民と市又は地域との間を仲介・通訳する協力員の設置に係る費用を補正したいもので、補正額は約36万円です。3

つ目は、地域共生課所管です。経済的理由による未婚・晩婚の解消のため、結婚による新生活を支援する補助金交付に係る費用を補正したいもので、補正額は約 300 万円です。4 つ目も、地域共生課所管です。青田地区及び菅沼地区での小水力発電の年間の流量を調査するための委託に係る費用を補正したいもので、補正額は約 300 万円です。5 つ目は、財務課所管です。先に条例関係で説明した議案第 61 号の妙高市土地開発基金条例の廃止に係るものになりますが、土地開発基金の廃止で生じた清算金を公共施設等適正管理基金へ積み立てる費用を補正したいもので、補正額は約 3 億 4000 万円です。6 つ目は、福祉介護課所管です。市町村民税非課税者の介護保険料の軽減を図る令和 4 年度の公費負担の確定に伴い所要額を介護保険特別会計へ繰り出す費用を補正したいもので、補正額は約 200 万円です。7 つ目は、こども教育課所管です。老朽化が進む妙高保育園及び妙高高原こども園の通園バス 2 台の購入に係る費用を補正したいもので、補正額は約 1200 万円です。8 つ目は、健康保険課所管です。コロナ禍により受診者数が減少した上越休日・夜間診療所の令和 4 年度の歳入減を補填するための費用を補正したいもので、補正額は約 120 万円です。9 つ目は、環境生活課所管です。点検で不具合が判明した妙高クリーンセンターの設備の補修工事に係る費用を補正したいもので、補正額は約 1800 万円です。10 項目めは、観光商工課所管です。道の駅あらい東側エリアへの企業誘致に向けたインフラ整備、具体的には水道・下水道管敷設、電気設備の工事に係る費用を補正したいもので、補正額は約 3800 万円です。11 項目めは、こども教育課所管です。新井北小学校の教職員の執務環境及び障がい児等の学習環境の改善を図る改築工事に係る、今回は設計業務委託費用を補正したいもので、補正額は 150 万円です。設計する工事の内容としては、手狭となっている職員室について、北側の別校舎のコンピューター室を職員室として改修して移設し、今の職員室を新たに通級指導教室として改修して 2 教室整備するものです。工事発注は来年度とのことです。12 項目めは、生涯学習課所管です。妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターの空調設備の修繕に係る費用を補正したいもので、補正額は 700 万円です。13 項目めも、生涯学習課所管です。本市で開催されるスキー大会を支援する補助金交付に係る費用を補正したいもので、補正額は 50 万円です。最後に 14 項目めは、国県の令和 3 年度及び令和 4 年度の負担金・交付金・補助金額の確定に伴う精算返納金を補正するもので、健康保険課所管分が約 1 億 680 万円、福祉介護課所管分が約 5940 万円、こども教育課所管分で約 880 万円で、合計で約 1 億 7500 万円となるものです。以上が一般会計補正予算となります。金額的には 13 億円規模と聞いています。次に、議案第 64 号、令和 5 年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、令和 4 年度の国県負担金・交付金等の確定に伴う精算返納に係る費用、約 1 億 7800 万円と介護保険給付費の財源不足等に対応するための基金への積み立てとして約 1 億 8140 万円の補正を行うものです。福祉介護課が所管です。以上が今定例会の付議予定案件です。

レジメ 1 ページに戻ってください。上段①の会期について説明します。告示が 8 月 23 日、水曜日となります。召集日は 8 月 31 日、木曜日です。付議予定案件はただいま説明したとおり全部で 21 件あります。参考までに昨年は執行部側案件では 20 件でした。これらの審議のため本会議 4 日、委員会 4 日とその間の休会が 14 日、合計 22 日が必要であり、会期は 8 月 31 日から 9 月 21 日までの 22 日間とするものであります。次にこの会期 22 日間で前提とした②会期日割りについてですが、7 ページの日割り表をごらんください。8 月 31 日は 10 時開会です。その前に 9 時 15 分から全員協議会を開催します。まず初日は決算関係、事件議決と条例関係及び補正予算の提案があり、それに対する総括質疑、委員会付託となります。今までですと決算関係は別の日に提案がありましたが、本定例会からは初日に一緒に提案があります。9 月 4 日から 7 日までは 10 時から委員会です。各委員会順は 4 日と 5 日は総務文教委員会、6 日と 7 日は産業厚生委員会を予定しています。なお、本定例会から 9 月定例会は各委員会を 2 日間として、所管課別に審査することになります。レジメ 10、11 ページをご覧ください。所管課別に日程を割り振りしてありますので、このあと再度ご検討願います。この割振りについては、課制条例の所管課の順番を基本に、出先

の部署が開始時間の影響を受けないような順番に設定してあります。各課1時間をベースに特別会計・企業会計などがある課はさらに時間を拡大というイメージになっております。9ページにお戻りください。9月14日、15日は10時から一般質問です。こちらも本定例会から、一般質問は委員会審査のあとに行うことになっております。9月21日は10時から本会議です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。また7ページになりますが欄外に記載のとおり、総括質疑締め切りは初日の4日前8月25日正午、一般質問締め切りは初日の翌日、9月1日正午であります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありましたが、8月23日告示、8月31日招集。付議予定案件は21件。この審議のために合計22日間を要するというので、会期8月31日から9月21日までの22日間としたいものであります。22日間の会期を前提とした日割りについては7ページ、そして委員会での審査順序を含めた日程については10、11ページのとおり説明がありました。①の会期と②会期日割り、そして委員会審査の日程について、何かございませうでしょうか。それぞれ常任委員長さん、よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。①会期、②会期日割り、そして委員会審査の日程を含めて、ただいまの説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、会期と日割り、委員会審査日程については、このように決定されました。なお、委員会審査についてですが、最終日の委員長報告に向けて、どの部分を報告するのか、正副委員長は、委員会開催中にチェックしておき、委員会終了後に、事務局へ報告できるよう調整をお願いいたします。

次に、総括質疑の通告締め切りが8月25日正午、一般質問の締め切りが9月1日正午でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。なお、総括質疑及び一般質問の日程割り振りについては原則として通告順ということでありまして、議会運営委員会は開催せず委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、総括質疑、一般質問の割振りについてはこのように取り扱います。次に③議事日程について事務局の説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） それではレジメ1ページ、③議事日程について説明をいたします。レジメ8ページのほうをごらんください。議事日程第1号は8月31日10時からですが、日程第1から第3については記載のとおりであります。第4、議案第44号から議案第64号ということで、決算、事件議決、条例、補正予算が一括で提案され、通告性の会派の代表での総括質疑のあと、それぞれ所管委員会へ付託されます。各委員会付託についてですが、議案第44号から53号の決算については、議案第44号の一般会計は、それぞれの所管ごとに2つの委員会へ、そのほかの特別会計や企業会計については、49号の杉野沢財産区特別会計だけは総務文教委員会へ付託し、それ以外は産業厚生委員会への付託となります。次に議案第54号から59号の事件議決については、54号から57号までは総務文教委員会、58号、59号の市道認定関係が産業厚生委員会へ付託となります。次に議案第60号から62号の条例については、すべて総務文教委員会へ付託となります。最後の議案第63号、64号の補正予算については、議案第63号の一般会計は、それぞれの所管ごとに2つの委員会へ、64号の介護保険特会は産業厚生委員会へ付託となります。続いて、9ページの下欄をご覧ください。9月14日、日程第2号、10時本会議一般質問です。続いて9月15日、日程第3号、一般質問2日目ですが通告人数によってはなくなる可能性があります。質問の割り振りについては委

員長に一任されております。9月21日最終日の日程第4号です。10時開始、委員会付託案件について委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。また、閉会中に委員会の先進地調査が行われる予定ですので、閉会中の所管事務調査の議決が見込まれます。以上、レジメ1ページ、2ページにかけての③議事日程を説明しました。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま③議事日程について説明がありましたが、これらについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） いま説明の中で結局、最終の報告事項については今までと違うっていうかね。ちょっと変わってきてるってのありまして、委員長、副委員長それぞれに綿密な相談を継続しながらやっていって欲しいという問題と、それから各常任委員会における先進地調査の関係ですけども、これもできるだけ早め対応でもって準備を進めていていただきたいというふうに思います。それではお諮りします。議事日程について、ただいま説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、議事日程についてはこのように決定されました。次に④追加議案と、⑤請願・陳情受付状況、及び⑥要請の受付状況について説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） それではレジメの2ページ、④追加議案の有無からになります。④の追加議案は本日現在ございません。⑤の請願については、本日現在ありません。陳情については、1件、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情書を受けておりますので、総務文教委員会へ付託となります。あと、受付はまだしてありませんが、8月23日に、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を持参するという連絡がありますので、もう1件、総務文教委員会への付託が見込まれます。⑥の要請については本日現在ありません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 追加議案、請願、陳情、要請の関係については、説明のとおりです。これらについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございます。それでは、今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあつた場合は、議運開催の時間がないので、その付託先など取扱いを初日の全協にて議長より報告するというようにさせていただきたいと思っております。これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それではそのようにお願いします。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（霜鳥榮之） 次に2) 全員協議会報告事項について説明願います。局長。

○事務局長（阿部光洋） レジメ2ページの2) 全員協議会報告事項になります。①議会側全員協議会を8月31日本会議開始前9時15分からこの委員会室にて開催します。議題としては、まず、陳情の付託について。次に本日の議運協議結果報告、次に令和4年度議会関係費決算について説明させていただきたいものです。②の執行部側全協については、本日現在、案件はありません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいまの説明についてなにかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） なければそのようにお願いします。

3) 協議事項

○委員長（霜鳥榮之） それでは次に3) 協議事項の①広報広聴委員会の委員についてです。議会基本条例の第7条第2項の規定により広報広聴委員会を設置しますが、詳細は議会運営マニュアルにより、各常任委員会より副議長を含む3名で構成し、議長が指名するのが例であるとしています。また、委員長は副議長とし、副委員長は互選とするとしています。ここに委員の氏名の掲載がありますが、議長から、選任の経過も含めて、指名をお願いいたします。議長。

○議長（関根正明） 広報広聴委員会の委員については、各常任委員長から候補者を推薦いただきました。それでは、各常任委員会からの広報広聴委員ですが、総務文教委員会から葎原利昌議員、今田亜樹議員、島田竜史議員。産業厚生委員会から小嶋正彰議員、宮崎淳一議員、堀田孝次議員の6名でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（霜鳥榮之） それでは、広報広聴委員会のメンバーは、ただいま議長指名のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、このように決定いたしました。したがって、第1回の広報広聴委員会において、副委員長を互選いただきたいと思います。よろしくお願いたします。次に、②会派と総括質疑についてです。参考資料の12ページをご覧ください。総括質疑については、この9月定例会から「会派を代表して行うもの」となっております。妙高市議会では、国政政党に所属する議員の政党名での一人会派を例外で認めていますので、一人会派で総括質疑をしたい場合は会派届を提出する必要があります。それで、協議したいのは、改選直後の9月定例会にあっては、まだ会派結成が流動的などころがあります。つきましては、この9月定例会に限っては、会派無所属の議員についても、通告があれば例外で、今回だけは認める取扱いとしたいと考えますが、みなさんのご意見をいただきたいと思います。それぞれにいかがでしょうか。

○天野委員（天野京子） 確かに新人の皆さんも含め、まだ会派が固まっていない中で、権利がないということは良くないので、今回に限りということで、お決めたことに従いたいと思います。私は賛成です。

○委員長（霜鳥榮之） 他にございませんか。

○宮崎委員（宮崎淳一） 今回限りということなんですけども、実際ですね総括質疑通告者がどれくらい出るかというのはちょっと不確定なところもございしますが、なんせ市民の負託を得て当選された議員さんでございまして。今回に限っては、必要であるというような措置で、私はそういった認識で賛成でございまして。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。議員としての資格という位置付けの中で、まだ会派所属できてない、まとまってない、こういう状況でありますので、特例として今回は発言を認めるということでご意見がありました。この9月定例会に限っては、会派無所属の議員についても、通告があれば例外で、今回だけは認める取扱いとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、このように決定いたしました。次に、③特別委員会についてです。参考資料の13ページをご覧ください。特別委員会の設置に当たり、留意すべき点は記載のとおりです。特別委員会に関して、みなさんの意見を求めたいと思いますが、まずは、議長から発言をお願いしたいと思います。関根議長。

○議長（関根正明） 特別委員会については、当初、外国人の対応について、特別委員会を設けたらどうかという意見もありましたが、今回、対応の関係で観光と地域コミュニティーで両方の常任委員会に関わってくる事案がありますが、特別委員会で、テーマを取り上げると常任委員会での審議は基本的に停止されるということがあります。今

の妙高市議会は、今回の改選で、定数 16 人とすると同時に、今回初めて、常任委員会を二つに再編し、より所管を拡大し、より幅広い議論ができるように、再編したばかりであるということ。外国人対応に関しては、今回の補正予算で、市民税務課が、外国人住民と市または地域との間を仲介する協力員を設置するという議案が提出されること。議員数が限られる中、また、あらたな組織に議員を配分しなければならないこと。を理由に拙速な特別委員会の設置は見送り、今の新たな議会体制の組織の中ですこし動きながら、検討を進めていただければと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま議長からご意見をいただきましたが、みなさんのほうで、何かご意見等ございますか。

○天野委員（天野京子） その通りだと思いますので、拙速にやる必要もないし、今回、外国人に向けての支援ということで、今回補正も提案されるようですので、その様子を注視しながら検討を今後すればいいのではないかと思います。作らなくていいと思います。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にございませんか。

○葭原委員（葭原利昌） 教えていただきたいんです。特別委員会のこのテーマ設定にかかる経緯っていいですかね。どういふようなところで、例えば今の外国人のその対応についてっていうのを、じゃあ特別委員会にしたらどうかという議論といたしますか、その審査になる。その過程は、プロセスはどういふようなことで、なるんでしょうか。

○議長（関根正明） これ私、これまでに、ある程度ご意見いただいて、こういうテーマがいいんじゃないかという真意をお聞きして、一応考察してみたところです。実際は特別委員会についてはこの場で、例えばこういう新しいのが必要だとすれば、ここでご意見いただければ、それに沿って設置等を考えていきたいと思っております。

○委員長（霜鳥榮之） はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にございませんか。

○阿部委員（阿部幸夫） そうしますと今の話は議長のほうからですね、どの範囲まで意見を聞いて、そして逆にこういう結論にしたいというふうに思ったのか。例えば外国人というテーマがあったとするならば他のテーマ等々についてはなかったのか、それっていうのはどのようなやり方をされたのか、もう少しお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（関根正明） これに関しては、私の私的な段階だけであって、正式な場は、この場でご提案いただくっていう形になると思います。とりあえず、私がどういう委員会が必要かなということでも何人かに聞いたところでは、こういう…。私の考えもありますけど、こういう形をとらせていただいたんですが、今回拙速に作ることはちょっとまだ早いんじゃないかなっていう気がしますので、この委員会にゆだねて、もし他のものがあれば、ここで提案いただければ、それに沿ってまた考えたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは皆さんレジメの中の 13 ページの特別委員会についてっていう項目ちょっと開いて見てもらっていいですか。ここに特別委員会についてはっていうことでもって、いくつか、5 点ですかね、取り上げてあります。その中では、とにかくこの特別委員会の設置にあたっては、①二つ以上の常任委員会の所管に属する案件が前提です。特に政治的に重要なもので、一つの常任委員会の負担に耐えることができないようなもの。本当に真に必要な場合に設置するのが原則。特定の事件を特定の期間で審査するというのも一つ大きなポイントです。特別委員会でテーマに取り上げられると、基本的にはその審査権の付託は特別委員会に移り、常任委員会での審査は基本的に停止されます。ということで特別委員会は慎重な取り扱いが必要だと。で、最近の状況の中では、何ですか。議員定数の問題ですね。議員定数の問題が一番最近の課題であったというところですか。その前はそれぞれに出たり消えたりっていうか、解決したりっていう、こういう形でありましたけども、そういう位置付けだっていう認識の中で、今回議長のほうからいわゆる外国人対応の課題が地元で話題についていいですかね、

課題としてなってきた。で、当局のほうでも、ここに先ほど審議をいただきましたけども、こういう対応あるので、それについてしばらく様子を見ようかと、こういう経緯であるということになっておりますのでそのようにお願いしたいなど。こういうのを踏まえた中でもし皆さんからご意見があったらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特段ないようでございます。それでは特別委員会については、今の新たな議会体制の組織の中ですこし動きながら、必要があれば検討を進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

4) その他

○委員長（霜鳥榮之） 最後になります、4) その他です。①各常任委員会における先進地調査についてですが、先ほども触れました。議会運営マニュアルで、委員会調査は9月定例会閉会から12月定例会開会までの間の実施を基本とすることになっております。各委員会で調査見込み日程が決まっている委員会があれば教えていただきたいと思ひます。おそらくまだ無いと思ひますが、いかがでしょうか。

○天野委員（天野京子） 申し訳ありません。私ども、まだこれからの日程になりますので申し訳ありませんが今お答えはできません。

○委員長（霜鳥榮之） はい。了解です。

○横尾委員（横尾祐子） 産業厚生委員会ですが、委員の皆さんには、先進地調査について、案を出していただくように、本日までの締め切りになっておりますので、今後副委員長と相談しながら、早急に決めたいと思ひております。

○委員長（霜鳥榮之） それでは、委員会において日程、内容等を含めて決定していただき、本会議で議決する必要がありますので、対応を進めていただきたいと思ひます。次に、②議会運営委員会における先進地調査についてです。議会運営マニュアルでは、議運の委員会調査、先進地行政視察は、任期の最初の年に実施するのが例であると定めてあります。今年度中に実施することになりますので、1泊2日が限度になりますが、視察してみたい議会の取り組みなどがありましたら、教えていただきたいと思ひます。時期は、各常任委員会の視察のあとということになります。もしありましたら、今即出るかどうかなんです、後程また事務局のほうにも連絡いただければというふうに思ひますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） そのようにお願いいたします。次に、③からは、局長お願ひします。

○事務局長（阿部光洋） それでは私のほうから③以降について一括で説明させていただきます。③広報用の本会議場での議員全体写真撮影です。8月31日の本会議初日終了後に、上着、ネクタイ着用で、議席で着座にて撮影をお願いしたいと思ひます。ネクタイの持参をお願いします。④上越三市議会議員合同研修会についてです。今年度は輪番で妙高市が当番になります。研修会のあと、意見交換会となります。11月中の開催を考えていますが、講師、会場などを含め、議長と調整中ですので、ご承知おきください。⑤信濃町議会との懇談会についてです。今まで令和元年10月28日に信濃町で懇談会を開催した以降、コロナもありまして、妙高市が当番ですが順延している状況です。共通の課題がないと懇談も難しいというところもありますが、信濃町議会の事務局とも調整しながら、そういう課題を絞った中で開催に向けて検討を進めたいと思ひます。ちょっとまだ時期は未定となっております。次、⑥上越地域医療構想に関する説明会の開催についてです。執行部側から、議員の皆さんに、県の地域医療構想グランドデザインと上越医療圏における医療再編について、県の担当課からも出席してもらいながら、9月定例会最終日の午後から説明会を開催したいと話があります。後日、全議員さんあて案内がありますのでご出席のほう、よろしくお

願いたいと思います。例年、9月定例会最終日の本会議は昼過ぎぐらいまでかかっていますので、昼食を用意いたします。最後になります。⑦紙媒体の「決算書」と「決算書付属書類」の購入取りまとめについてです。「決算書」「決算書付属書類」ともにデータ配信となりますが、紙媒体が必要なかたには用意したいと思います。金額がまだはっきりしませんが、決算書は約4900円、決算書付属書類は約1200円と聞いています。必要な方のとりまとめを後日しますので、ご承知ください。代金のほうは報酬から天引きさせていただきたいと思います。また、代金の全額を政務活動費の対象とすることが可能ですので、よろしく願いいたします。以上になります。

○委員長（霜鳥榮之） ただいまの説明、報告について何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特段ないようです。そのようをお願いいたします。他に何かございませんか皆さんのほうで。

○渡邊能成委員 すいません。細かな話でちょっと皆さんからご意見というか、いただきたいなと思っています。このタブレットの通信費の件で、今、2分の1が市の予算、あと2分の1が政務活動費で支払えという話になっています。今までそのような、皆さんで議論してそのような割り振りになったのか、ちょっとわかりませんが。政務活動費も限られている中でですね、この通信費を政務活動費から支払うというのは、多分、他の議員の皆さんも政務活動費をより他に有効に使いたいというふうに思われてる方も多いいんじゃないかなというふうに思っています。ちょっと事務局のほうとも相談させていただいたんですけども。全額を市の予算で持つのは少し厳しいというお話もあったり、あとWi-Fi環境があるところのみで使うのであれば、この市の負担だけで対応できるというお話です。皆様方が、これをWi-Fi環境以外で、どれだけ使われているかっていうのはちょっとわからないんですけども。基本的には多分Wi-Fi環境のあるところで、使うことがほとんどかなというふうに推察します。それで、もしWi-Fi環境以外で使う場合は、例えば携帯をルーター代わりにテザリングすれば使えることになるので、わたしだけではなく、他の議員も、もう私の意見に賛成されている方おられますが、この2分の1、Wi-Fi環境のみ使えるような形で、この2分の1の市の負担のみで、政務活動費での負担はしない。その代わりWi-Fi環境でのみの使用のほうがいいんじゃないかなあというのが、ご提案です。以上です。あともう1点あるんですけど、まずじゃこれで。

○委員長（霜鳥榮之） この点については事務局なんかありますか。はい事務局長。

○事務局長（阿部光洋） Wi-Fiがない環境で使うかどうかに関しましては、すぐこの後24日に予定されていますが、公共施設での視察とかに行ったときには、資料はすべて、タブレット端末の中に入れさせてもらっておりますので、そこでは、Wi-Fi環境がないと、ちょっと閲覧することができないという状況は生まれます。あと、そうですね。例えば、どこかへ出かけて…。要はWi-Fi環境がないところで使う場合、そのときに各自で閲覧できる環境がしっかり確保できるかということが懸念されます。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 議長、何か意見ありますか。

○議長（関根正明） いまの市側の2分の1の補助は、通信費に対して2分の1を補助するんですよ、局長。

○事務局長（阿部光洋） そうですね。通信費は全額が議員負担となっていて、その2分の1を市が政務活動費で補助するという形です。

○議長（関根正明） ということは、すべてテザリングでやるということになると、その2分の1の補助は難しい状況になるんじゃないかなと私は思いますけど。

○渡邊能成委員 私が言いたいのは、今局長おっしゃられましたけど、外の施設でこれを使うとおっしゃられましたけど、例えば外で使う場合は、自分の携帯でテザリングして、ルーター代わりに使うっていうのも一つの手ですし、

あとは皆さん今、これだけじゃなくて事前にプリントアウトされて来ておられると思うんですけど、そういう場合は事前にプリントアウトして持っていくとか、はっきり言ってWi-Fi環境以外で使うことって本当に限られていて、今回の施設の視察があるからとか、それだけのために通信費の2分の1を政務活動費で払って…。もっと皆さん他に何かもっといろんな勉強したりとか、調査したりとか、使いたいところあると思うんですよね。それで年間妙高市の政務活動費って今年は12万円ですけど、年間を通じて、正規でいっても18万円。その政務活動費の中で皆さんね、議員としての活動を展開されるということで、少しでもそういう余計な費用っていう言い方も、あれですけど、削減できるところを削減したほうがいいんじゃないかなというのが、私の意見です。

○委員長（霜鳥榮之） はいこの件に関して、皆さん。ご意見等いかがですか。はい、宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） はいこのタブレットに関して言いますとですね、前期ですね、前期のプロジェクトチームで多くの議論を重ね今現在に至ってるというところでございます。そもそも趣旨はですね、議員の資質の向上、そして、どんな状況下においても、対応できるように整備をするというのが基本的に必要だといったことでこのタブレットの対応ということをしました。災害時における情報のほうの早期の収集、或いは、その災害に対する現状の把握。それに対して、タブレットを用いて素早く各議員さんの皆さんのところに配信をするといったことも目的の一つになっております。そういった中でタブレットを議員の皆さん方に貸与するということに関しまして、市議会議員の用務として使用することが一つ。そして、政治活動も含めた議員個人としての活用という部分での使用が一つ。そういった二面性があるということで、通信費用もですね、議会議員としての活動としては市の税金から、市民からいただいている中で費用が一つと、もう一つは、議員個人としての活動に対する使用に対する個人負担という考え方で決めさせていただき、前期の全員協議会の中で決定をしたと、承認をいただいたということが経緯でございます。今後ともですね、いろんな活用が、皆さん議員さんそれぞれに展開されるというものを私どもは期待をして今回このような形になっておりますので、その点ご理解をいただきたいというのが、前回プロジェクトチームで審議をした内容の一つでございます。以上です。

○渡邊能成委員 すいません。何度も。私は、このタブレットの使用に関して、何も否定しているわけではなくて、今ペーパーレスが進む時代の中で、議員としてもね、ペーパーレスやっぺいこうというのはそれは当然のことだと思っています。ただこの通信費に関して、今宮崎議員おっしゃられましたけど、災害時とか、外においても使って、いろいろな情報をこのタブレット置いてというお話ですが、それはごもっともだなと思いましたが。それはあくまで、これで通信しなくても、外では皆さん携帯電話お持ちなんですから。それをルーター代わりに使えばできる話で、わざわざ政務活動費を充てる必要ないんじゃないかなっていうのが、私の意見です。今までプロジェクトチームでいろいろ話されてきて、こうなったんだっていうのは、それも十分わかります。ただ、メンバーが変わりましたし、よりよい形にしていけないと、議会は良くなっていかないかなというふうに思いますので、あくまでご提案、ご提案です。私一人が、りきんで言ってもどうにもならないんで。はい。

○委員長（霜鳥榮之） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま提案ありました、この課題については、休憩時間帯にも皆さんからご意見があったように、今後の検討課題ということでもって、預かりにして、具体的には、その中でもって、もうちょっと掘り下げた検討を進めた中で、再度提案しながら、皆さんのご意見を聞いていきたいというふうに思いますので、このような形でよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。そのように取り計らしていただきます。私のほうからですね、1点12ページの中での総括質疑の扱いの関係について、共通認識を持っていきたいというふうに思っております。中でも、3番目の会派を代表しての質問内容。内容っていいですか質問形態。この辺の確認なんですけど、この中でもし、この辺どうだっというのあったら、出しておいていただいて確認をしていきたいというふうに思っております。とにかく会派を代表して、登壇して質問しますよと。一括質問ですよと。そのあと再質問については発言席に戻って、1回、2回と。でこの対応も一括対応でいくんですよっていう、こういう形なんですけど。特にはこの辺でもってということでありました。天野委員いかがですか。

○天野委員（天野京子） 正直、通告というか、非常に時間がないなということで、会派でまとめるにしても、正味期限は2日しかない中で、できるかなっていう不安と、実際やってみないと一括して質問まではいいんですけど、一括して答弁ここまでいいです。一括して再質問というのは、今までの一般質問でもやってないし、今までの総括質疑だと、もう事業別にやってたので一問一答だったので、非常に私不安じゃないです。やってみないとわからないなあというところで、やってみて本当に改善しなければいけないとなった時は、速やかにまた皆さんと協議したほうがいいので。今回は、ちょっと誰か頑張ってくださいかなというふうに思っております。

○委員長（霜鳥榮之） 他にいかがですか。はい。葭原委員。

○葭原委員（葭原利昌） はい。こちらに、「原則、会派を代表して行う」という言い方は、代表ですから、お1人だというふうに私は思ってたんですけど。でも原則ってあると、お1人じゃなくて、場合によっては同じ会派の中で2人ないし3人が交代でということも含めての文言でございましょうか。

○委員長（霜鳥榮之） これまでの検討課題の中では、原則っていうのは、会派との絡み。会派所属しているしてないっていうこの辺のところも含めた中でなんですけど。代表としてっていうことで、1人対応でいくっていう形で見えています。で、時間の制約も、ここに書いてあるんですけど、会派としての持ち時間15分。それにプラスでもって、1人5分なんですけど、1人の場合には15分。2以上でもってプラス5分ずつっていうことになりますんで。5掛ける人数マイナス1っていう、こういう形でもって時間は持ち時間はそこで膨らんでいきますよという、こういう位置付けであります。それと私もちょっと見直しを図らなきゃいけないなっていう感じてるのは、総括質疑ということでもって、一応質疑っていう形で言ってるんですけど。まとめて一括してって言ったときに果たしてやりとりっていう形が出てこないかと質疑に値するのか。質問になってしまうのか。いう辺りの認識の問題がここで生じてくるのかなっていうふうに思っています。私個人としてはね。従って、一問一答でなかったらこれ質疑っていう形が果たしてどうなのかっていうこの辺がありますので、その辺も含めた中で、今後の検討課題かなというふうに思っているところです。時間の問題と質疑のあり方、それから天野委員から出されたように、会派としてといった場合に、告示から締め切りまでの時間がね。本当に短いです。どうやってまとめていくかっていう。これを告示なんて資料もらわないことには、できない仕事になってくるんで。これはまた質疑をやる初日の質疑があるわけですけども、その時間との絡みがあったりっていうのがあって、これは今後の検討課題になるのかなというふうに思ったりもしているところですけども。この質疑のあり方については、今のところはとりあえず、本議会はこれで乗り切ってみて、課題は後程またこの場所で検討を深めていくっていう形になるのかなというふうに思ったりもしております。他には皆さん何かご意見等ございせんか。いいですか。

○渡邊能成委員 もう1点、すいません。本当さっきの話よりもっと、どうでもいい話なんですけど、議員報酬の明細が紙で棚入れされているじゃないですか。もう今、市役所もどこでも紙で配るなんてないので、もうメールで配信、PDFか何かとってもらって配信にすべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（霜鳥榮之） ほかにございせんか。それじゃ局長。

○事務局長（阿部光洋） 対応は可能だと思います。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ほかになければ、以上をもちまして、委員会を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分

議会運営委員会委員長	
------------	--